

令和5年度

国保税

ガイドブック



豊見城市国民健康保険課

電話: 850-0142

もくじ

| | |
|----------------|-----|
| 国保の制度をご存じですか | 1 |
| 国保の適用 | 2 |
| 保険税の決め方 | 3 |
| わが家の保険税はいくら？ | 5 |
| 保険税の軽減 | 7 |
| 申請による軽減と減免 | 9 |
| 納期・申告について | 10 |
| 保険税を滞納している | 11 |
| 任意継続のごと(社保の知識) | 12 |
| 保険税の納め方 | 13 |
| こんなときは国保へ届け出を | 裏表紙 |

国保の適用

● 国保の適用について

国保の適用は、豊見城市に転入した日、他の健康保険を喪失した日から発生します。

国保の適用終了は豊見城市から転出した日、他の健康保険に加入した日の翌日となります。

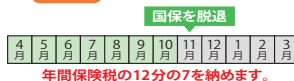
年度の途中で国保に加入した場合

加入した月の分から保険税を納めます。
たとえば 10月に国保に加入した人の場合



年度の途中で国保をやめた場合

やめた月の前月分まで保険税を納めます。
たとえば 11月に国保をやめた人の場合



国保の制度をご存じですか

● 国保ってどんな保険ですか？

私たちはいつ、どこで思いもよらない事故や病気にあうかもしれません。そんなときに経済的な負担が少しでも軽くすむように、普段からお金を出し合い、医療費に充てようという相互扶助を目的に生まれた制度が、国民健康保険です。

● 国保に加入すべき人は？

職場の健康保険や船員保険に加入している人、後期高齢者医療制度(長寿医療制度)で医療を受けている人、生活保護を受けている人以外のすべての人が対象者です。

● 必ず加入しなければなりませんか？

日本では、すべての人がいずれかの医療保険に加入することが義務づけられています。(国民健康保険法第5条)

職場などの健康保険を喪失した場合は、ただちに国民健康保険の資格を有することになります。これを強制加入といえます。

● どこが運営しているの？

平成30年度から国民健康保険制度を維持し安定的に運営するため、沖縄県と市町村の共同運営に変わりました。財政運営の仕組みは変わりますが、加入者の皆様の窓口は、これまでと変わらず市町村となります。

● 医療費と保険税の関係は？

医療費は、加入者の納める保険税や国などの補助でまかなわれており、保険税は国保を支える大事な財源となっています。国民健康保険の加入者は必要に応じた医療を保険で受ける権利を有すると同時に、保険税を納める義務を負うこととなります。

● 届け出た日からではありません

国民健康保険は強制加入ですので、他の健康保険などの資格を喪失した日から資格が発生します。届け出た日からではありません。

現在の医療保険制度は、国民のすべてが何らかの健康保険に加入しなければならぬことになっています。これを《国民皆保険制度》といいます。

資格が空白になるようなことはなく、一つの資格を喪失するとその日から新たな資格が発生することになります。

● ご自身で届け出が必要です

職場の健康保険制度などでは、健康保険に加入したり、喪失した場合でも、職場などから市役所への連絡はありません。関係届の手続きは被保険者本人が行わなければなりません。届け出によってはじめて資格が確認されます。

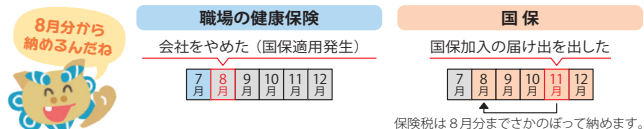
健康保険の異動があった場合は、14日以内に届け出てください。

● 保険税は適用の月数で計算されます(月割課税)

保険税は、加入の届け出をした月からではなく、国保の適用を開始した月から課税されます。

届け出が遅れた場合は、遅れた分までさかのぼって納めていただくことになります(遡及賦課)。また、国保の適用を終了した月の前月分まで納めることとなります。

例 8月に会社をやめて、11月に届けを出した場合



保険税の決め方

平成27年度より、その年度の固定資産税額に応じて計算していた「資産割」が廃止されました

基準総所得金額 = 各世帯員の総所得金額 - 43万円 (基礎控除)

| | 所得割 | | 均等割 | | 平等割 | |
|---|-------------------------------|---|----------------------------|---|-------------------|--------------------------|
| | 前年の所得に 応じて計算 | | 加入者数に 応じて計算 | | 1世帯につき 加算 | |
| 医療分 | 加入者全員の 基準総所得額 ×8.44% | + | 加入者の人数 ×17,200円 | + | 1世帯につき 23,200円 | 医療分計 (百円未満切り捨) |
| 支援分 | 加入者全員の 基準総所得額 ×2.61% | + | 加入者の人数 ×6,200円 | + | 1世帯につき 5,400円 | 支援分計 (百円未満切り捨) |
| 介護分 <small>(40～64歳で国保に 加入している方)</small> | 40～64歳の方の 基準総所得額 ×2.10% | + | 40～64歳の方の 人数 ×6,600円 | + | 1世帯につき 3,700円 | 介護分計 (百円未満切り捨) |

※医療分・支援分・介護分の合計が保険税となります。

* 令和5年度国民健康保険税の賦課限度額 *

保険税は以下の金額を超えることはありません。

| | |
|-----------------|---------------------|
| 医療分 65万円 | } 最大合計 104万円 |
| 支援分 22万円 | |
| 介護分 17万円 | |

※介護分を除く場合は **87万円**

上表の計算で保険税額が限度額を超えるときは、限度額が1年間の保険税となります。

国保加入者の後期高齢者医療制度移行に伴う軽減措置

世帯の中で後期高齢者医療制度に移行する人がいることにより、国保被保険者が一人の世帯となる【特定世帯】は、最長で5年間、保険税の平等割額が1/2軽減されます。また、5年を経過し、世帯の状況が継続している【特定継続世帯】は、最長で3年間、保険税の平等割額が1/4軽減されます。

わが家の保険税はいくら？

夫／世帯主 (51歳) 給与収入額350万円 (給与所得額237万円)
妻 (49歳) パート収入120万円 (所得65万円)
祖父 (73歳) 年金収入200万円 (雑所得90万円)
子 (15歳) 収入なし

医療分

所得割額
夫：(237万円－43万円) × 8.44% = 163,736円
妻：(65万円－43万円) × 8.44% = 18,568円
祖父：(90万円－43万円) × 8.44% = 39,668円
子：所得割額なし } 221,972円 ①

均等割額
夫：17,200円
妻：17,200円
祖父：17,200円
子：17,200円 } 68,800円 ②

平等割額
1世帯につき 23,200円 ③

① + ② + ③ 計 313,972円

百円未満切り捨てのため、313,900円になります。

支援分

所得割額
夫：(237万円－43万円) × 2.61% = 50,634円
妻：(65万円－43万円) × 2.61% = 5,742円
祖父：(90万円－43万円) × 2.61% = 12,267円
子：所得割額なし } 68,643円 ④

均等割額
夫：6,200円
妻：6,200円
祖父：6,200円
子：6,200円 } 24,800円 ⑤

平等割額
1世帯につき 5,400円 ⑥

④ + ⑤ + ⑥ 計 98,843円

百円未満切り捨てのため、98,800円になります。

介護分 (40～64歳の国保加入者が対象)

所得割額
夫：(237万円－43万円) × 2.10% = 40,740円
妻：(65万円－43万円) × 2.10% = 4,620円
祖父：なし
子：なし } 45,360円 ⑦

均等割額
夫：6,600円
妻：6,600円
祖父：なし
子：なし } 13,200円 ⑧

平等割額
1世帯につき 3,700円 ⑨

⑦ + ⑧ + ⑨ 計 62,260円

百円未満切り捨てのため、62,200円になります。

医療分と支援分と介護分の合計が保険税となります。

医療分

313,900円

+

支援分

98,800円

+

介護分

62,200円

||

年税額 474,900円

年度途中で75歳に達する方の保険税額について

今年度中に75歳の誕生日を迎える方は、その誕生日の日から後期高齢者医療制度へ移行することから、国保資格を喪失します。

そのため、通知される保険税額につきましては、あらかじめ75歳に到達した月以降分を計算に含めておりません。

保険税の軽減

- 世帯の総所得額が一定以下の場合、「均等割」・「平等割」の軽減を受けることができます。
- 世帯主及び世帯の国保加入者は、所得の有無に限らず所得申告が必要です。
- 未申告の方がいる世帯は、世帯の所得が把握できず軽減判定ができませんので、毎年の所得申告をお願いいたします。
- 毎年4月1日(4月2日以降に加入された場合は資格取得日)時点の世帯構成に基づき、軽減判定を行います。

軽減早見表に使用している用語の説明

※1「給与所得者等」とは一定の給与や公的年金等の支給を受ける方を指します。

- ・給与所得者・・・給与収入が55万円を超える方
- ・公的年金所得者

- ①65歳未満：公的年金収入が60万円を超える方
- ②65歳以上：公的年金収入が125万円を超える方

※2「加入者数」には、同一世帯に属する国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者へ移行した方も含まれます。

擬制世帯主の所得を含めて軽減判定します

国保では世帯主(生計維持者)が「納税義務者」となりますので、その世帯主が国保以外の医療保険に加入している場合(擬制世帯主)でも、世帯に一人でも国保加入者がいれば、その方の保険税は、納税義務者である世帯主が納めなければなりません。

この場合の保険税には、擬制世帯主の所得分は含まれません。

※ただし軽減判定においては擬制世帯主の所得を含めて判定します。

★軽減判定時の控除

軽減を判定する場合の所得と保険税を算出する場合の所得が以下の点において異なります。

■保険税算出時には所得から控除するが軽減判定時には控除しないもの

- ・譲渡所得に係る特別控除
- ・事業専従者控除

■保険税算出時には所得から控除しないが軽減判定時には控除するもの

- ・公的年金特別控除

※65歳以上の年金所得者のみ(年金所得に対し最高15万円)

NEW!! R4年度4月より未就学児の均等割額が減額となります

子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、未就学児(小学校入学前の子ども)の均等割保険税について、5割が減額されます。

※一律で減額されるため申請をしていただく必要はありません。

■軽減早見表(均等割・平等割)

| 給与所得者等の数※1 | 加入者数※2 | 7割軽減 | 5割軽減 | 2割軽減 |
|------------|--------|------|-------|---------|
| 0～1人 | 1人 | 43万円 | 72万円 | 96.5万円 |
| | 2人 | | 101万円 | 150万円 |
| | 3人 | | 130万円 | 203.5万円 |
| | 4人 | | 159万円 | 257万円 |
| | 5人 | | 188万円 | 310.5万円 |
| 2人 | 1人 | 53万円 | 82万円 | 106.5万円 |
| | 2人 | | 111万円 | 160万円 |
| | 3人 | | 140万円 | 213.5万円 |
| | 4人 | | 169万円 | 267万円 |
| | 5人 | | 198万円 | 320.5万円 |
| 3人 | 2人 | 63万円 | 121万円 | 170万円 |
| | 3人 | | 150万円 | 223.5万円 |
| | 4人 | | 179万円 | 277万円 |
| | 5人 | | 208万円 | 330.5万円 |
| 4人 | 3人 | 73万円 | 160万円 | 233.5万円 |
| | 4人 | | 189万円 | 287万円 |
| | 5人 | | 218万円 | 340.5万円 |
| 5人 | 4人 | 83万円 | 199万円 | 297万円 |
| | 5人 | | 228万円 | 350.5万円 |
| 6人 | 5人 | 93万円 | 238万円 | 360.5万円 |
| | 6人 | | 267万円 | 414万円 |

申請による軽減と減免

● 失業された方の軽減について

解雇や雇い止め等で職を失った65歳未満の方について、国民健康保険税の軽減措置が受けられる場合があります。

【対象者】

- ・離職時点で65歳未満の方
- ・雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知をお持ちの方で、その離職理由コードが下記に該当する方

◆離職理由コード・11・12・21・22・23・31・32・33・34

【軽減内容】

- ・離職日の翌日の属する月から、翌年度末までの間、前年の給与所得を30 / 100として算定します。

【必要書類】

- ・雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知

※特例受給資格者圏、高齢受給資格者圏の方は対象となりません。

● 減免制度

下記の条件に該当する場合は、審査により該当年度の国民健康保険税の「所得割額」が一部、もしくは全額免除される場合があります。詳細や申請期限につきましては、国民健康保険課までお問い合わせ下さい。

- 災害にあった場合
住んでいる家が、天災・災害等にあった等
- 所得が減少した場合
失業などの理由により前年に比べ所得が大幅に減少した世帯等
- 給付制限を受けた場合
刑務所などに収容され、給付を受けられない期間があった等
- 旧被扶養者に該当する場合
被用者保険の被保険者が、後期高齢者医療制度へ移行することにより、扶養されていた65歳以上の方が国保へ加入した場合
- 生活保護の適用を受けた場合
- 債務返済のために居住用財産を譲渡した場合
- その他上記の基準に準ずるもの

納期・申告について

● 保険税は世帯主が納めます

国保では、世帯主が国保に加入していなくても世帯の中に一人でも国保加入者がいれば、世帯主が「納付の義務者」となります（擬制世帯主）。そのため、納税通知書は世帯主に送られます。

ただし、この場合の保険税には、世帯主の分は含まれません。

（地方税法第703条の4及び豊見城市国民健康保険条例第1条）

● 国保税の納期は7月からスタートします

本市の納期は9期（7月～3月）となっています。

納期限は、毎月25日（休日の場合は、翌営業日）です。

● 未申告の世帯は？

● 軽減制度が適用されません

保険税の減額は、申告された所得額に基づいて行われるため、未申告の場合は軽減制度が適用されません。

また、所得が少ない世帯でも、世帯の中に未申告者がいる場合、世帯の所得把握ができないため、高額療養費の負担限度額が最高額となってしまいます。

● 暫定課税となります

国民健康保険税は、「所得割」「均等割」「平等割」を合計して決定します。

世帯の中に未申告者がいる場合は、暫定的に「均等割」「平等割」の合計のみ課税し納税通知を送付します。申告後、所得が確認できた時点で改めて税額を計算し、後日、税額変更通知を送付します。

● 申告が遅れると…

ある一定程度の所得があり、「所得割」課税が発生した場合は、その分を追加で納めていただくことになります。

● 転入した人の保険税はあとで追加されることがあります

転入して国保に加入した人については保険税の算定の基礎である前年の所得金額が不明なため、前住所地に問い合わせます。その後、所得金額が判明したあとで保険税が変更（増額・減額）になることがあります。

保険税を滞納していると…

保険税を滞納すると未納期間に応じた措置がとられます。

とくそく
督促

納期限を過ぎると督促が行われます。督促手数料や*延滞金が発生する場合があります。

それでも滞納が続くと…

短期
被保険者証

納付相談等により、通常の保険証の代わりに有効期限の短い「短期被保険者証」が交付されません。

納期限から1年を過ぎると…

資格証明書

保険証を返してもらい、代わりに国保の被保険者の資格を証明する「資格証明書」が交付される場合があります。「資格証明書」は被保険者であることを証明するだけのもので、保険証ではありません。そのため、医療費は全額自己負担することになります。

納期限から1年6か月を過ぎると…

給付の
差し止め

納期限から1年6か月を過ぎると、国保の給付が全部、または一部差し止めになります。

さらに滞納が続くと…

それでも滞納が続くと、差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。

- そのほかにも財産の差押さえなどの処分を受けます。
- 40歳以上、65歳未満の国保加入者がいる世帯では、介護保険の給付も制限される場合があります。

*延滞金について 国保税を納期限までに納付されなかった場合は、地方税法第723条に基づき、延滞金が加算されます。（※詳細につきましては、国民健康保険税納税通知書2ページ目の裏面をご覧ください。）

任意継続のこと(社保の知識)

● 会社を退職すると、健康保険はどうなる？

会社を辞めると、国民健康保険に加入することになりますが、それ以外にも次の選択肢があります。

① 職場の健康保険を任意継続する

② 家族の方の職場の健康保険の扶養家族になる

①は、退職日までに継続して2ヶ月以上ある場合、引き続き2年間はこれまでの職場の健康保険に個人で任意継続することができます。ただし、任意継続の場合、会社が負担していた分まで本人が支払うことになるので、負担額は増えますが、国民健康保険税に比べると安くなる場合があります。

任意継続は、退職した日の翌日から**20日以内**に、職場の健康保険組合に申請することになります。なお、国保に加入した場合、国保税がいくらになるかについては、3ページの保険税の決め方で自分で試算なさるか、国民健康保険課賦課班までお問い合わせ下さい。

任意継続にあたっては、1年目、2年目ともに税額を試算した上で、任意継続又は国保加入を選択することをおすすめします。

②の場合は、新たな保険料の負担はありませんが、雇用保険の失業給付を受ける場合や別に相当の収入がある場合は扶養家族認定は受けられません。詳しくは年金事務所か職場の健康保険組合へお問い合わせ下さい。

任意継続がいいか、国民健康保険がいいかは、加入者の勤務当時の給与額や勤務していた期間、扶養家族の人数等によって異なりますので、退職の時点で職場及び国民健康保険課賦課班までご相談下さい。なお、国保加入の場合は職場の健康保険の資格喪失日から**14日以内**に手続きをしなければなりません。

保険税の納め方

● 特別徴収の方

65歳～74歳の国民健康保険に加入する世帯主の方へ 国民健康保険税が年金から徴収されます

65歳から74歳までの世帯主の方であって、次の①～③のすべてに当てはまる方は、支給される年金から保険税（2ヶ月分に相当する額）を差し引いて納めていただくこと（特別徴収）になります。

年金から徴収される方

- ① 世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること
世帯主が会社の健康保険や共済組合の加入者、75歳以上で後期高齢者医療制度の加入者である場合は該当しません
- ② 世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満であること

【世帯内に65歳未満の方がいる場合】

- ★ 65歳未満の国保の被保険者がいる場合 → 該当しません
- ★ 65歳未満の方全員が会社の健康保険、共済組合の加入者である場合 → 該当します

【世帯内に75歳以上の後期高齢者医療制度の加入者がいる場合】

- ★ 75歳以上の方が世帯主となっている場合 → 該当しません
 - ★ 75歳以上の方が世帯主となっていない場合 → 該当します
- ③ 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと

※特別徴収による納付ではなく、口座振替による納付をご希望の場合は、国民健康保険課賦課班までお問い合わせ下さい。

年金から保険税が徴収される方に届けられる通知書

● 豊見城市国民健康保険税特別徴収開始通知書（仮賦課）

● 年金振込通知書

年金保険者から送付される年金の支払額に関する通知書（年金振込通知書）の中に、年金から徴収される国民健康保険の税額が記載されています。

● 納税通知書（納付書）でお支払いされる方は

今回お届けしている納付書にて、納付書裏面に記載されている金融機関・コンビニエンスストア・又はスマホ決済アプリで月々の納期限内に納めてください。

● 口座振替を利用される方

口座振替を利用する場合、申し込みをしたい金融機関窓口または、国民健康保険課窓口での手続きが必要となります。

● 金融機関窓口手続き

- ① 預金通帳
- ② 預金通帳届出の印かん
- ③ 国民健康保険税納税通知書

● 国民健康保険課窓口手続き

- ① 来庁されるご本人のキャッシュカード
- ② 身分証明書
- ③ 国民健康保険税納税通知書

● 申し込み金融機関

- ・琉球銀行
- ・沖縄銀行
- ・沖縄海邦銀行
- ・沖縄県農業協同組合
- ・沖縄県労働金庫
- ・沖縄県内のゆうちょ銀行、郵便局
- ・コザ信用金庫

※納税通知書（納付書）の16ページに国民健康保険税口座振替届出書が添付されていますので、ぜひご利用下さい。

※ゆうちょ銀行、郵便局では備え付けの指定の様式でお手続きください。

● 納期毎支払いが厳しく、困難な方は

災害等により財産を損失したり、事業に著しい影響を受けたときなど、納付が困難となった際には一時的に納付額について分割または支払の猶予を受けることができる場合があります。納付が困難と見込まれる際にはお早めに国民健康保険課までご相談ください。



こんなときは国保へ届出を

～必ず14日以内に届け出ましょう～

| | こんなとき | 届け出に必要なもの |
|-----------|------------------------------|--|
| 国保に加入するとき | 他の市区町村から転入してきたとき | 他の市区町村の転出証明書、身分を証明するもの |
| | 職場の健康保険をぬけたとき | 健康保険資格喪失証明書、身分を証明するもの |
| | 子供が生まれたとき | 母子健康手帳、保険証（同世帯に国保加入者がいる場合） |
| | 生活保護を受けなくなったとき | 保護廃止決定通知書、身分を証明するもの |
| | 外国籍の人が加入するとき | 在留カード、パスポート |
| 国保をぬけるとき | 他の市区町村に転出するとき | 保険証 |
| | 職場の健康保険に加入したとき | 国保と職場の健康保険の両方の保険証（後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの） |
| | 職場の健康保険の被扶養者になったとき | |
| | 国保の被保険者が死亡したとき | 死亡を証明するもの、保険証 |
| | 生活保護を受けはじめたとき | 保護開始決定通知書、保険証 |
| その他 | 豊見城市内で住所が変わったとき | 保険証、身分を証明するもの |
| | 世帯主や氏名が変わったとき | |
| | 世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき | |
| | 修学のため、別に住所を定めるとき | 在学証明書または学生証、保険証、住民票 |
| | 保険証をなくしたとき（あるいは汚れて使えなくなったとき） | 身分を証明するもの（免許証など） |

※上記の届出は、世帯主の義務です。

※別世帯の方が届け出る場合は、原則として委任状が必要です。